

# 日本の射撃競技における競技人口増加の為の一考察

## The study of the tactics increasing of sports shooting population in Japan

1K10C469 吉田 莉子

主査 太田 章 先生

副査 荒尾 孝 先生

【初めに】射撃競技はいわゆるマイナースポーツと呼ばれ、テレビ中継がほとんどされていないこともあり、あまり知られていないスポーツである。その様な射撃競技の競技人口の増加と、有望な選手を多く輩出していく為にはどうすればよいのかと思い、社団法人日本ライフル射撃協会と早稲田大学体育局射撃部 0B の方々より資料の提供とご助言をいただき、その対策を考えた。

【第一章】実際に、社団法人日本ライフル射撃協会では、低年齢者からの育成の為のプログラムを行っている。そのプログラムは、平成25年度に開始されたばかりであるが、成功すれば必ずや競技人口が増えるだろう。

【第二章】射撃競技は銃刀法による制約がある。具体的には、一定の年齢に満たないものは銃の所持が認められない。また、銃の所持に関して、常に所持許可証を携帯することが義務付けられている。その様な厳しい条件のもと競技をせざるを得ないのが現状である。最近では、平成21年12月4日に銃刀法が改正され、さらに内容は厳しいものとなった。その主たる理由として、猟銃による事故が多いことが挙げられる。この事は特に高校射撃にとって大きな打撃となった。実際としては、新たな資格取得が必要となり、選手が大会に出場できないケースが起きている。これまでは、新入生でも指導者所有の競技銃を借りて競技に打ち込むことができていたが、銃刀法の改正により約2万円の資格取得費用が必要となるうえに、その手続きにもかなりの時間が掛る為、大会に間に合わないケースが後を絶たない。更に、新しい資格を得ても一八歳という年齢で資格を切り替える必要があり、ほとんどの生徒が高校三年生の誕生日で一八歳となる為、その資格申請の手続きが妨げとなり、大会の途中で出場できなくなってしまう事態になりかねない。また、指導員の資格も新たに設けられた為、教員移動のある公立校では顧問が転出すると部が活動できなくなる可能性がある。その事が原因でエアライフル種目の指導を断念した学校も既に出ている。手続き期間なども考えると、高校三年間で競技ができるのは約一年半になってしまう。この様に厳しく定められた銃刀法によって、高校射撃の監督や選手の間には不安が広まっている。

【第三章】射撃競技に使用される競技銃としては、銃規制の厳しい日本で射撃競技の普及の為に開発され、高校射撃において一般的な競技種目に数えられるビーム銃

がある。また、近年ではより高度に開発されたデジタル銃も存在し、所持許可申請が必要で鉛玉を使用するエア銃や、エア銃と同じく所持許可証が必要で少量の火薬が入った弾を使うライフル銃もある。射撃競技にある射撃姿勢には一般的に伏射・立射・膝射がある。射撃競技において選手から標的までの距離は10メートルと50メートルが存在し、上記で紹介した競技銃の種類・射撃姿勢・射撃距離を組み合わせた様々な競技種目がある。

【第四章】射撃競技の低年齢者の育成について現在行われている事例として、地域タレント発掘・育成事業が挙げられる。現在のところ、このタレント発掘・育成事業において射撃競技が取り上げられている県は五県しかない。また、都道府県だけではなくJOCにおいても同種の事業が行われている。その中で、参加者の経験した競技種目と興味がある競技種目について調べてみたところ、射撃競技を挙げている参加者が特に多かったのが福岡県であった。その理由として、福岡県から地域タレント発掘・育成事業出身の射撃選手が複数名輩出され、活躍していることが有名であることが考えられる。つまり、他の地域にもそういった射撃競技に関する有望で強力な選手を存在させていくことが、射撃競技の知名度を更に高めていく鍵となっていくのではないだろうか。

【第五章】射撃競技は元々からあまり知られていない競技であるうえに、射撃競技人口は低年齢者層も含め減少傾向にある。その様な中でタレント発掘・育成事業はとても重要な役割を果たしている。しかしながら、その事業も発展途上であり、特に育成後のサポートを重点的に強化していく必要がある。それ以外に銃刀法に関しては、競技銃と猟銃の法律を分け、結果的には特に低年齢競技者が無理なく競技に打ち込めるようなものとなって欲しい。今後タレント発掘・育成事業が拡大することによって、国内だけでなく世界でも通用するような選手が複数名輩出され、様々な舞台で活躍することを願う。

